

○出水市公の施設指定管理者選定審議会規則

平成30年3月23日

規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、出水市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成18年出水市条例第54号)第13条及び出水市附属機関の設置に関する条例(平成30年出水市条例第11号。次条第3項において「条例」という。)の規定に基づき置く出水市公の施設指定管理者選定審議会(以下「審議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(令2規則88・一部改正)

(審議会の委員)

第2条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、5人以内とし、当該委員の構成は、公平及び中立性が確保され、優れた識見を有する者とする。

2 委員の任期は、2年以内とする。

3 委員には、条例第5条に規定する秘密を守る義務を課する。

(会長)

第3条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 会長は、審議会を招集し、審議会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係資料の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、政策経営部企画政策課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(審議会の招集の特例)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が定められていない場合にあつては、市長が審議会を招集する。

(出水市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部改正)

3 出水市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成18年出水市規則第50号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和2年7月28日規則第88号)

この規則は、公布の日から施行する。